

千葉県徽章使用要領

(目的)

第1条 この要領は、明治42年12月28日付け千葉県告示第378号において告示した「千葉県徽章」(以下「県徽章」という)が、正しく使用され、そのイメージが歪められることのないようにするため、県徽章を使用する際の基準、手続き等を定めるものである。

(承認基準)

第2条 県徽章は、千葉県(千葉県域又は千葉県民)の象徴として使用する場合に限り、承認するものとする。ただし、千葉県知事(以下「知事」という)は、次の各号の一に該当するときは、県徽章の使用承認を与えず、又は取り消すことができる。

- (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、またはこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 主として自己の信用を高めるために使用するものであると認められる場合
- (5) 自己のシンボルマークとして使用する場合
- (6) 前号に定めるもののほか、知事が不相当と認める場合

(手続き)

第3条 千葉県、千葉県内の市町村、千葉県が出資する法人等以外の個人、法人又はその他の団体が県徽章を使用する場合には、あらかじめ県徽章使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、使用の承認に当たって、必要な条件を付することができる。

(使用する際の留意事項)

第4条 県徽章を使用する者は、明治42年12月28日付け千葉県告示第378号「千葉県徽章」に沿って使用しなければならない。

附 則 この要領は、平成26年2月19日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年9月28日から施行する。